平成２３年（フ）第３３９０号
横浜市鶴見区岸谷２丁目20番11号　翠明荘203
債務者　大塚　　繁
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３９１号
横浜市鶴見区岸谷２丁目20番11号　翠明荘203
債務者　大塚　貞子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３９２号
横浜市鶴見区下末吉２丁目８番３号
債務者　能澤由紀雄
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４６２号
横浜市旭区白根３丁目25番２号　清水方
債務者　松嶋　正行
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
神奈川県藤沢市遠藤817番地の１　市営遠藤第２住宅12号棟206
債務者　峰村　修子（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５１号
静岡市葵区上足洗２丁目２番９号　千代田寮301号
債務者　森田知佐登
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８４号
岡山市東区古都南方2893番地22、旧住所広島市南区宇品神田３丁目７番２―302号
債務者　正清　　茂
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２３号
岡山市北区原1154番地２
債務者　津島　泰子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２４号
岡山市北区原1154番地
債務者　津島　公子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７１号
岡山市南区藤田724番地60
債務者　髙橋真奈美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２号
大分県速見郡日出町大字平道715番地１
債務者　工藤　保夫
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第３１０３号
神奈川県藤沢市大庭5418番地の３
債務者　栗原久美子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４６４号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵２丁目２番33―12号
債務者　榎本佳奈子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７８号
愛知県豊川市御油町栗木山173番地　ハイステージ栗木山101号
債務者　高山　　真
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３８４号
愛知県豊橋市佐藤１丁目９番地の１　２―503
債務者　中野　八生
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部